

Title	未解放部落の社会的性格：徳島市西丁地区調査を中心として
Author	山本, 登
Citation	人文研究. 14 卷 8 号, p.735-758.
Issue Date	1963
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

未解放部落の社会的性格

—徳島市西丁地区調査を中心として—

山 本 登

1.

第1表 明治5年の職業別戸数

	戸 数	%
農 業	42	46.7
商 業	3	3.3
工 業	2	2.2
僧 業	1	1.1
雜 業	38	42.2
不 計	4	4.4
	90	100.0

本稿は、徳島市西丁地区の実態調査の結果にもとづきながら、未解放部落一般に認められる社会的性格のいくつかを明らかにせんと企図している。西丁地区は、徳島市よりバスにより鮎喰川沿いに約三〇分西南行したところに存在する農村部落である。西丁が、徳島市との合併に先立つて、名東郡上八万村一宮とよばれた頃は、戸籍簿にも「カノ谷」、「カノ山」と記載されているごとく、上八万村大字一宮の小字で、一般に「鹿野」と称せられていた。西丁における人口、戸数の増大は、現在でこそ鮎喰川をこえて南岸の一般地区にその居住地を拡大してはいるが、かつては、僅かに木橋によつて本部落と接触した北岸の狭隘な丘陵地に密集を余儀なくされ、社会的のみならず、地域的にも隔絶されて生活していた。

西丁の歴史も、他の地区と同様にはつきりとはわからない。一宮本町には、一宮城趾があり、長曾我部氏に滅ぼされた小笠原氏の本城として、現在の徳島市が成立する以前の地方中心であつたとされるが、この一宮城の落城に際して、鹿の棲家であつた対岸の「鹿野原」に、落武者が隠れ住んだのがカノの起源であるとする伝説があるが、確証はない。壬申（明治五年）戸籍に記載されたカノの職業別戸数（第1表）をみると

と、雑業が四二・二%となつてはいるが、ともかくも農業が四六・七%もあるし、一名ではあるが僧も存在しているから、農業への進出もある程度は行われていたと考えられる。しかし、鮎喰川北岸のカノ地区には、ほとんど水田はないから、おそらくは、一宮本町の水田の小作であったと考えられる。地区の古老からの聴取によれば、当時の主たる生業は木材運搬であったという。もともと鮎喰川の水系は、徳島市より約37キロをへだてた劍山にその源を発しており、その流域には杉、檜、松などの美林が良材を産出している。これらの素材の搬出は、鮎喰川の水流を利用した筏流しによつたが、西丁の対岸は、流材の集積所であり、ここで陸揚された木材は、陸路馬車で徳島市へと運ばれた。かくして、筏と陸運との結節点に位置したカノの住民が、木材運搬労務者として動員されたのは当然であった。木材市場の好況時には、徳島市内の業者が百名あまりも当地に来て取引を行い、カノにも一〇〇名以上の筏夫と、六〇人余の馬車曳きが居り、馬も一〇〇頭近くあつたといわれる。当時の戸数は、せいぜい一五〇～二〇〇であつたから、部落戸数の八〇%以上が木材運搬に関係していたと考えられるが、そのほとんどすべてが労務者として参加していたにすぎず、資本家側に立つ材木商は、H家のほか二、三にとどまつたという。いずれにしても、明治より大正にかけてのカノ部落の人々は、林業労務を主とし、農業を從とした労働によつて、その生計を維持していたと考えることができる。

しかしながら、昭和一三年に襲つた鮎喰川の大洪水は、地区の経済構造を一変せしめるほどの深刻な打撃をカノに与えた。洪水による土砂崩れのために、河床が浅くなり、筏流しは不可能となつた。かくして、木材運搬は陸路に依存することとなる。筏師はその職業を追われ、その一部は遠く朝鮮の鴨緑江にまで出稼ぎに行つたとされるが、他の一部は山林労務者として他府県に出かけた。だが、当時の陸運は、牛車・馬車に依存していたから、カノの馬車曳きはなお余命を保つていた。しかし、トラックの発達は、次第に牛・馬車を駆逐し、昭和二七年には、カノの木材運搬労務者は絶滅するに至つたという。その反面、陸運のためには、道路の整備を必要とし、かくして、木材運搬から追放されたカノの人々は、新たに土建労務へと動員されるに至る。林業労務のさかんな頃は、土建労務は、その技術的水準と収入の低さのために、多

少とも蔑視されたといわれ、それが、土建労務への転換にあたっての心理的抵抗となつたとされるが、ともかくも他に従事すべき仕事のないままに、土建労務につかざるをえなくなつた。この間、地区内にも零細ながら土建業者も成長し、他方、仕事を追つての出稼的労働も増加し、かくして、農業を基礎としながらも、その大半が土建労務に従事する地区となつた。もとより、終戦前後の混乱期におけるヤミ商売や、その後における農地改革は、カノの経済的水準の向上にプラスを与えたといえるが、同時に、戦後における人口、世帯数の増加もいちじるしく、なお多くの問題をかかえている。

本稿の基礎となつた調査は、昭和三十五年八月中旬および九月上旬の二回にわたり、社会学専攻生の実習をかねて実施された。調査にあたつては、徳島大学富野敬邦教授、徳島県厚生課前田治厚生係長をはじめ、徳島県庁、徳島市役所の関係各位の心からのご協力をえた。また煩雑な質問に回答をよせられた地区の方々のご援助がなければ調査が成功しなかつたことはいうまでもない。記して関係各位に厚く謝意を表する次第である。なお、本稿は、もともと、諏訪園岩雄（大阪市立盲学校）、中川喜代子（大学院学生）との共同執筆による草稿を山本が要約したものであり、柴田善三郎、沢田美智子（当時学部学生）も一部を分担している。学生諸君の勞に感謝するとともに、本研究が、文部省科学研究費（昭和三十五年度、各個研究）の補助をえて行われたものであることを付記する。

2.

未解放部落の特徴は、まず、社会の基体的部分である人口に関する諸現象に示されている。激しい出生率と、それに伴う人口増加、乳児死亡率の高さ、などは、被抑圧、貧困、低教育階級層一般に認められているが⁽¹⁾、未解放部落もまた例外ではない。

未解放部落における人口の問題性については、すでに他の箇所でふれたが⁽²⁾、西丁地区の場合にも、西丁が基本的には農村であるにもかかわらず、他の農村には見出されない特徴を示していることは、第2表以下の資料によつて明らかである

第2表 年度別本籍人口数

	男	女	計	指 数	対前年度比
明治 5	189	195	384	100.0	—
〃 8	202	218	420	108.4	109.4
〃 13	220	226	446	116.1	106.2
〃 18	243	237	480	125.0	107.6
〃 23	254	247	501	130.5	104.4
〃 28	271	251	522	135.9	104.2
〃 33	319	284	603	157.0	115.5
〃 38	349	307	656	170.8	108.8
〃 43	378	333	711	185.2	108.4
大正 4	421	371	792	206.3	111.4
〃 9	440	377	817	212.8	103.2
〃 14	499	419	918	239.1	112.4
昭和 5	565	491	1,056	275.0	115.0
〃 10	627	539	1,166	303.6	110.4
〃 15	684	600	1,284	334.4	110.1
〃 20	763	655	1,418	369.3	110.4
〃 25	838	714	1,552	404.2	109.4
〃 30	903	794	1,697	441.9	109.3
〃 35.8	929	805	1,734	451.6	102.2

(備考) 戸籍簿より作製。人口は各年初のもの、ただし昭和35.8は末日。指數は明治5年を100.0としたもの、対前年度比は、前年度を100.0としたもの。

う。第2表は、壬申（明治五年）戸籍以後の除籍、戸籍簿により作成した、五年間隔別の本籍人口であるが、明治五年に三八四名であった西丁の人口は、九〇年近くをへた調査時現在では一七三四名となり、約四倍半に増加している。⁽³⁾年度別にみると、明治年間の増加は遅々たるものであり、四十余年でようやく二倍となつてゐるにすぎないが、大正期に入つて急激に増加し、五ヶ年間に一割以上の増加率を示し、戦後の増加率はやや低下しているが、それでも、三〇〇人近く増えているが、カノの人口の増加はやはり急激であるといわねばならない。⁽⁴⁾

では、このような人口の増加はいかにして生じたか。第3表は、本籍人口に関する出生率、死亡率、転入率、転出率を示すとともに、自然増加率、社会増加率を算出してあるが、西丁の人口増加のほとんどすべてが自然増加にもとづき、結果において、高い出生率によることは明かである。出生率の日本全国平均は、もつとも高かつた大正末期から昭和初期で、人口一〇〇〇に対して三四前後、戦後は、終戦直後の三二・三四から、最近の一九であるが、西丁の場合には、たとえ算出の方法が幾分異なるとしても、明治末期より、大正初期で四〇台、大正九年より昭和四年までは五〇台となり、戦後はやや

低下しているがなお三〇台を保つており、九〇年弱の平均は三六・一となつてゐるから、西丁の増加率は、全国平均をはるかに上まわつてゐる。死亡率の場合は、大正四一八年の三二・六を最高とするが、大体は二〇前後であり、全国平均（大正期二二、昭和に入つて一六し一八、戦後の一四より最近の八前後）と比較すると幾分は高いが、出生率の高さのために、自然増加率は高く、もつとも多い時期で二七・〇、八八年間の平均で一六・〇となつてゐる。転入、転出は全体としてすくなく、社会増加率は、八八年間の平均でマイナス三・九名である。カノが農村地区であることを考慮すれば、転出の相対的なすくなさは、消極的には人口増加にプラスしてゐるともいえるが、西丁地区の自然増加率の高さが、激しい人口増加の原因であることには変りがない。

では、乳児死亡率はどうか。本籍人口について、出生数に対する一才未満の乳児死亡数の%を第4表でみると、八八年の平均は、出生一〇〇に対して一二・一であり、年度別では、最高の大正四一八年で二四・二となつており、出生率の高かつた大正九年以後終戦時まででも、一三し一七となつてゐる。乳児死亡率の全国平均は、昭和一〇年頃で一〇・七、

・ 第3表 年度別本籍人口の出生・死亡率、転入・転出率

	出生率	死亡率	自然增加率	転入率	転出率	社会增加率	増加率
明治 5~7	33.1	3.3	29.9	—	—	—	29.9
" 8~12	31.6	17.6	14.3	4.1	6.3	△ 2.3	12.0
" 13~17	32.0	16.0	16.0	9.1	10.4	△ 1.3	14.7
" 18~22	33.0	22.8	10.2	6.9	8.6	△ 1.6	8.6
" 23~27	34.4	26.6	7.8	3.1	2.7	0.4	8.2
" 28~32	44.4	17.4	27.0	5.0	3.2	1.8	28.8
" 33~37	39.4	21.6	17.8	4.8	5.7	△ 1.0	16.8
" 38~42	41.3	23.7	17.6	7.6	9.1	△ 1.6	16.1
" 43~	45.2	23.2	22.1	3.7	4.3	△ 0.5	21.6
大正 3~4	46.2	32.6	13.7	3.0	10.4	△ 7.5	6.2
" 5~8	50.7	25.8	24.9	6.2	7.8	△ 1.6	23.3
大正 9~13	52.9	26.2	26.3	4.9	3.2	1.6	28.0
昭和 5~9	48.1	22.9	25.2	5.8	11.2	△ 5.4	19.8
" 10~14	46.2	21.9	24.3	2.9	8.0	△ 5.1	19.3
" 15~19	43.4	21.2	11.1	3.7	6.1	△ 1.2	9.9
" 20~24	39.7	17.4	22.4	4.3	8.6	△ 4.3	18.0
" 25~29	32.0	8.7	23.3	3.8	9.2	△ 5.4	17.9
" 30~35.8	30.9	11.6	16.4	7.9	22.8	△ 12.1	4.3

(備考) 戸籍簿より作製。率は各年間の1ヶ年平均の出生数、死亡数、転入数および転出数を、各年間のはじめとおわりの本籍人口数の平均で割り、1,000倍したもの。△は減少を示す。

第4表 出生年度別乳児死亡率

	出生数	乳児死亡数	乳児死亡率
明治 5~7	40	1	2.5
〃 8~12	70	3	4.3
〃 13~17	74	8	10.8
〃 18~22	81	10	12.3
〃 23~27	88	9	10.2
〃 28~32	125	15	12.0
〃 32~37	124	13	10.5
〃 38~42	141	18	12.8
〃 43~大正3	170	21	12.3
大正 4~8	186	45	24.2
〃 9~13	220	37	16.8
〃 14~昭和4	261	43	16.5
昭和 5~9	267	38	14.2
〃 10~14	283	37	13.1
〃 15~19	293	45	15.4
〃 20~24	295	21	7.1
〃 25~29	260	17	6.5
〃 30~35.8	225	10	4.4

(備考) 戸籍簿より作製。乳児死亡とは
1才未満の死亡、乳児死亡率は出生を100.0とした乳児死亡の%。

一五年九・〇、
戦後の二二年が
七・七、二五年
七・〇、二九年
四・五であるか
ら、調査法の差
を考慮に入れて
も、西丁の乳児
死亡率は全国平
均をかなり上まわるとみてよい。

以上は、西丁地区の人口現象の特性を、本籍人口についてみたものであるが、いうまでもなく、現住人口と本籍人口とは異なつており、たとえ本籍は西丁にあっても、他の地域において生活している人には、そこにおける環境による影響をうけている。参考までに、調査時現在における現住人口と本籍人口との関係を第5表に示すと、現住人口の九五・五%までが在籍人口であるが、本籍人口の八二・二%が現住しているにとどまる。したがって、第2表と第4表までの結果は、幾分割引して考えねばならないこととなるが、現住人口における無籍人口の大きさよりも、本籍人口の不在人口の割合の方が大であるとすれば、西丁地区で発生した人口現象は、おそらくは前述した場合よりも、より極端な形で出現していたと考えることも可能である。⁽⁵⁾

第5表 現住人口と本籍人口との関係

	現住人口			本籍人口		
	在籍%	無籍%	計%	現住%	不在%	計%
	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)
男女	97.7(751)	2.3(18)	100.0(769)	80.8(751)	19.2(178)	100.0(929)
計	93.2(675)	6.8(49)	100.0(724)	83.9(675)	16.1(130)	100.0(805)
男女	95.5(1,426)	4.5(67)	100.0(1,493)	82.2(1,426)	17.8(308)	100.0(734)

(備考) 戸籍簿および実態調査による。

未解放部落における人口現象の特徴の最後は、たとえ農村部落ではあっても、いわゆる農村型人口構成をとらないことである。西丁における調査時現在の性別年令別人口数は第6表に示されているが、戦後における出生率の低下のために五才以下はすくないが、一五才より三九才までは漸減しており、いわゆる中くびれをとつていい。四〇才より五五才までにはやや凹凸があるが、大体において二等辺三角形型を示し、都市型とも農村型ともつかない形状を保っている。農村地区にありながら農村でなく、都市地域にありながら都市でなく、また、貧困でありながらスラムではない、未解放部落特有の人口ピラミッドであると考えられる。

3.

農村地域にありながら純然たる農業聚落ではない、という未解放部落の特徴は、必然的にその職業構造の、異常なまでの複雑性となつて現われる。第7表は、西丁地区の一五才以上の人口の職業を示したものであるが、兼業はもとより、農業日雇、植木造園、養豚業などをふくめても、農業は男子の一六・三%、女子の一四・七%にすぎない。男の場合もつとも多いのは、土工日雇（三二・八%）であり、自営商工業、勤め人・自由業が一割強となつている。

以上のごとく、農村地区に所在しながら、農業のもつ比率はかなり低いが、問題は、その雑多性である。第8表以下は

第6表 性別年令別現住人口数

		男 % (N)	女 % (N)	計 % (N)
0~4	4.8(72)	4.0(60)	8.8(132)	
5~9	6.5(97)	5.7(85)	12.2(182)	
10~14	8.2(122)	7.4(110)	15.5(232)	
15~19	5.1(76)	5.2(78)	10.3(154)	
20~24	4.8(72)	4.4(66)	9.2(138)	
25~29	4.4(66)	4.2(63)	8.6(129)	
30~34	3.6(54)	3.5(53)	7.2(107)	
35~39	2.8(42)	2.7(40)	5.5(82)	
40~44	1.7(25)	1.8(27)	3.5(52)	
45~49	2.2(33)	2.5(37)	4.7(70)	
50~54	1.9(28)	1.4(21)	3.3(49)	
55~59	1.9(29)	2.1(32)	4.1(61)	
60~64	1.6(24)	1.5(22)	3.1(46)	
65~69	0.5(8)	0.7(11)	1.3(19)	
70~74	0.8(12)	0.7(10)	1.5(22)	
75~79	0.5(7)	0.3(4)	0.7(11)	
80~84	0.1(2)	0.3(4)	0.4(6)	
85~	—(—)	0.1(1)	0.1(1)	
計	51.5(769)	48.5(724)	100.0(1,493)	

(備考) 実態調査による。%は人口総数を100.0としたもの。

各職業の内訳を示したものであるが、一口に、農業との兼業といつても、兼業のあり方はさまざまであり、また、自営商

工業にも、土建業、製材業といったものから、西丁住民を顧客とする日用品・食料品店、食肉店などがふくまれるが、映画館経営者が専業、兼業各一名ずつあることも注意を引く。土工・

日雇の場合、同じ

土工でも、かなりの種類にわかれています。また、失効労務者は、西丁の場合は主として女子に限られているほか、日雇ともい

別人口（15才以上）

業		自 営	工 業	土 日	雇 人	勤め由	無不	職 明	計
日雇	その他	小 %	計 %	(N)	% (N)	(N)	% (N)	(N)	% (N)
1.3	6	16.3	78	13.4	64	32.8(157)	10.3(49)	27.2(130)	100.0(478)
1.7	8	14.7	69	3.0	14	9.0(42)	10.2(48)	63.1(296)	100.0(469)
1.5	14	15.5	147	8.2	78	21.0(199)	10.2(97)	45.0(426)	100.0(947)

第9表 自営商工業の内訳

	男	女	計
土 建 業	28	—	28
日 用 品	3	6	9
食 料 品 店	4	1	5
クリーニング	3	2	5
精 米 業	4	—	4
食 肉 商	3	—	3
木 材 プ ロ イ カ	4	—	4
毛 皮 仲 買	2	—	2
小 洋 衣 間 服	1	1	2
理 理 髮 髮	2	—	2
製 材 所 経 営	2	—	2
藥 品 販 售	1	1	2
生 花 卸 商	1	—	1
劇 場 経 営	1	—	1
運 送 業	1	—	1
自 動 車 練 習	1	—	1
映 画 館 経 営	1	—	1
材 木 商	1	—	1
土 建 業・商 業	1	—	1
商 業・山 事 事	1	—	1
商 業・養 豚 業	1	—	1
運 送 業・浴 場	1	—	1
そ の 他 商 業	2	3	5
計	64	14	78

第8表 農業の内訳

	男	女	計
專 業	33	55	88
土 建 業	7	—	7
建 業	4	5	9
土 商	13	—	13
土 山	2	—	2
仕 豚	3	—	3
養 材	2	—	2
製 送	2	—	2
運 業	2	—	2
搬 業	1	—	1
工 員	1	—	1
工 木	1	—	1
工 木	1	—	1
工 木	1	—	1
業	1	—	1
商 材	1	—	1
石 植	1	—	1
木 花	1	—	1
農 業	1	—	1
日 雇	6	—	6
小 計	39	—	45
農 業	4	5	9
植 木	1	2	3
造 園	1	1	2
養 豚	1	1	2
業 合	78	69	147

第12表 職業別世帯数

	西 丁		一宮3地区	
	世帯数	%	世帯数	%
農業	79	31.1	52	34.7
自営商工業	7	2.8	31	20.7
土建業	3	1.2	1	0.7
人夫日雇	117	46.1	19	12.7
賃労働者	4	1.6	6	4.0
職員勤務者	3	1.2	21	14.0
自由業	1	0.4	2	1.3
無職	5	2.0	7	4.7
生活保護をうけているもの	11	4.3	2	1.3
わからない	24	9.4	9	6.0
計	254	100.0	150	100.0

(備考) 昭和36年3月1日現在。徳島市役所資料による。

農業世帯の割合
はあまり異ならないが、人夫日雇は、西丁では、四六・一%にも達しているのに対して、一宮3地区は一二・七%にとどまり、他方、職員勤務者は、西丁の一・二%に対し3地区は一四・〇%

第7表 性別職業

	農		
	専業 % (N)	兼業 % (N)	業 % (N)
男	6.9(33)	8.2(39)	
女	11.7(55)	1.3(6)	
計	9.3(88)	4.8(45)	

えないものも若干ある。勤め人・自由業においては、工員が四七名でもっとも多く、純然たるホワイト・カラーは僅かである。ただ、県や市の公務員が一三名となっていることが、この地区的相対的地位の上昇を示し、また運転手が八名あることも注意を引く。

以上は西丁の職業別人口をみたもの

であるが、参考

までに、市役所資料によつて、
一宮本町3地区との世帯主職業
との比較を、第12表でみると、

第11表 勤め人・自由業の内訳

	男	女	計
工務員	21	26	47
公務員	9	4	13
会社員	2	9	11
店員	3	7	10
運転手	8	—	8
僧侶	2	—	2
看護婦	—	1	1
船員	1	—	1
保育士	—	1	1
建設員	1	—	1
建築工	2	—	2
絡繆	—	—	—
計	49	48	97

第10表 土工・日雇の内訳

	男	女	計
土木工	125	6	131
石材運搬	9	—	9
石工	7	—	7
左官	6	—	6
土工・石工	3	—	3
土工・鳶職	2	—	2
土工・商業師	1	—	1
土工・調理師	1	—	1
炊事婦	—	2	2
失業	3	—	3
植木	—	3	3
その他日雇	—	3	3
新聞配達	1	—	1
計	157	42	199

第13表 職業別世帯数

	計	%
農業	38	14.2
畜産	3	1.1
商業	21	7.9
工業	20	7.5
労働者	4	1.5
労働者	2	0.7
労働者	8	3.0
労働者	1	0.4
労働者	5	1.9
労働者	71	26.6
労働者	6	2.2
労働者	6	2.2
労働者	4	1.5
労働者	14	5.2
労働者	8	3.0
労働者	39	14.6
労働者	17	6.4
労働者	267	100.0
計		

くめて二〇〇円という均等割のみの世帯は、西丁では、実に七三・二%にも達しているが、一宮一般3地区では四六・〇%にすぎない。また、一、〇〇〇円以上の市民税を賦課されている世帯主は、西丁では二・〇%（五名）しかないが、3地区では二〇・〇%となっている。課税方針そのものが同一ではないから、はつきりしたことはいえないが、西丁における職業活動による収入が、一般3地区よりもかなり低いことは確かであろう。

4.

第14表 世帯主の市民税額

	西丁		一宮3地区	
	世帯数	%	世帯数	%
免 稅	51	20.1	17	11.3
200円	135	53.1	52	34.7
~500円	48	18.9	28	18.7
~1,000円	3	1.2	3	2.0
~2,000円	3	1.2	7	4.7
~5,000円	—	—	14	9.3
~10,000円	2	0.8	7	4.7
10,001円~	—	—	2	1.3
不 明	12	4.7	20	13.3
計	254	100.0	150	100.0

以上、部落職業の特徴である、雑多性、流動性、低収入性などを指摘したが、本稿は、西丁のモノグラフを兼ねているから、簡単に主要

となっている。⁽⁷⁾なお、第12表では、西丁の自営商工業は七（二・八%）であり、3地区よりもかなりすくなく、土建業も三となっている。おそらくは、農業とされたためであろう。第13表は、調査時の職業別世帯数を示しているが、部落の場合、その職業の多様性と流动性のために、職業区分そのものが困難であり、伝統的な雑業的性格は、現在においても濃厚であるといつ

（備考）昭和35年3月徳島市役所資料による。

第15表 経営規模別農家数

	西 丁		一宮3地区	
	戸数	%	戸数	%
3 反	73	57.5	40	44.4
5 反	41	32.3	29	32.2
7 反	6	4.7	10	11.1
10 反	6	4.7	7	7.8
~ ~ ~ 10 反	1	0.8	4	4.4
計	127	100.0	90	100.0

(備考) 昭和35年6月徳島市役所資料による。

第16表 専業兼業別農家数

専 兼 業	西 丁		一宮3地区	
	戸数	%	戸数	%
業種第一	7	5.5	8	8.9
業種第二	23	18.3	29	32.2
業種小計	97	76.4	53	58.9
計	120	94.5	82	91.1
計	127	100.0	90	100.0

(備考) 第15表と同じ。

職業の実態を検討しておく。まず、農業であるが、農業人口および職業別世帯数をみると、せいぜい一五%前後ではあるが、ごく零細な規模の農家をもあげれば、一二七世帯が従事しており、全世帯数に対する割合は五割に近く、そのかぎり、農業は、やはり西丁にとつては基礎的な産業である。市役所資料によつて、経済規模別農家数および専業兼業別農家数を一宮3地区と比較しつつ

検討すると、

第15表および第16表のごとくである。一宮地区がすでに徳島市の近郊と化していることから、全体としての零細性は否定できないが、それでも、西丁の三反未満が五七・五%であるに対して、3地区は四四・四%にとどまり、また、専業農家率はあまり差はないが、西丁では、第二種兼業が七六・四%もあるのにに対して、3地区は六〇%弱となつており、西丁地区における農業經營は、一般地区は比してかなり零細であり、供出農家も昭和三十五年度において僅かに二戸である。なお、西丁の総經營面積は、水田二五四・四反、畠一三一・八反、計三六八・二反で、農家一戸当の平均は三・〇反であるが、一宮3地区的場合は、水田二二五・一反、畠八一・八反のほかに、西丁にはない樹園地(夏みかん、柿、栗などを栽培している)が四〇・四反あり、計三三八・三反、一戸当

第17表 農機具所有状況

	西 丁		一宮3地区	
	所 農 家 数	普及率	所 農 家 数	普及率
動力耕耘機	5	3.9	2	2.2
動力脱穀機	16	12.6	25	27.8
発動機	19	15.0	21	23.3
電動機	7	5.5	7	7.8

(備考) 第15表と同じ。

第18表 作物別作付反別

	西丁	一宮 3地区
いね	240.6	210.2
麦	252.1	169.8
も類	86.4	50.7
豆	8.4	13.8
野	53.8	40.6
果	—	11.9
工芸	5.8	2.6
その他	3.6	3.8
計	650.7	503.4

(備考) 第15表と同じ、単位は反。

が、果樹への志向性は認められない。かくして、単に経営規模の大きさのみならず、農業経営への積極性は、多少とも一宮3地区の方が強いとみるべきであろう。

たとえ、西丁の農業経営が、一宮3地区に比して零細であり、また、その經營において進歩性を欠くとしても、現在における農家のあり方は、一般地区に対して決定的な差があるとはいえない。しかし、このような状況は、大体において、農地改革

以後にもたらされたものとみるとができる。第19表および第20表は、土地台帳によつて、年度別に田所有面積および所有面積別農家数をしたものであるが、戦前における西丁の農地所有が、現在に比していちぢるしく零細であつたことは明らかであり、昭和一〇年頃平均三・八反となつてゐる。したがつて、平均反数も3地区の方が幾分多い。農機具所有の状況は第17表であるが、動力耕転機の普及率には差はないが、動力脱穀機や発動機は一宮3地区の方が幾分多い。家畜は、西丁では役肉用牛一三頭、馬一頭で、乳牛は皆無であるが、3地区では、役肉用牛一六頭のほか、乳牛が六頭（三戸）入つてゐる。第18表は作物別作付反別を示しているが、西丁の農業が米麦を中心としており、工芸作物を若干は栽培している

第19表 年度別田所有面積および所有者数。

	西丁		一宮3地区		
	所有面積	所有者数	平均所有面積	所有面積	平均所有者数
昭和10	65,201	52	1.2	164,502	42
〃 15	80,728	66	1.2	179,425	50
〃 23	125,324	67	1.6	231,116	52
〃 25	246,106	140	1.8	226,801	88
〃 35	245,106	157	1.6	216,826	73

(備考) 土地台帳より作製。昭和10年以前は洪水のために調査不能。面積の単位は反。

第20表 年度別所有面積別所有者数

		~1反 % (N)	~3反 % (N)	~5反 % (N)	~7反 % (N)	~10反 % (N)	~15反 % (N)
西 丁	昭和10	51.9(27)	42.3(22)	3.8(2)	1.9(1)	—(—)	—(—)
	〃15	54.5(36)	39.4(26)	4.5(3)	1.6(1)	—(—)	—(—)
	〃23	38.8(26)	41.8(28)	14.9(10)	4.5(3)	—(—)	—(—)
	〃25	35.7(50)	49.4(69)	12.9(18)	1.4(2)	0.7(1)	—(—)
	〃35	42.0(66)	45.2(71)	11.5(18)	1.3(2)	—(—)	—(—)
一 宮 3 地 区	昭和10	35.7(15)	38.1(16)	9.5(4)	—(—)	7.1(3)	2.4(1)
	〃15	28.0(14)	46.0(23)	8.0(4)	2.0(1)	6.0(3)	6.0(3)
	〃23	28.9(15)	46.2(24)	9.6(5)	3.8(2)	1.9(1)	1.9(1)
	〃25	23.9(21)	47.7(42)	14.8(13)	6.8(6)	3.4(3)	3.4(3)
	〃35	16.4(12)	47.9(35)	26.0(19)	8.2(6)	1.4(1)	—(—)

(備考) 第18表と同じ。

には、一宮3地区の3分の1程度の所有面積しかなかつた。戦時中の労働力不足によって幾分増加してはいるが、決定的であつたは農地改革であり、昭和二五年の所有面積は、一五年に比して約三倍となつてゐる。市役所資料によつて農地改革における買収、売渡面積をみると（第21表）、西丁の買収面積は一二二、二一一反となつており、したがつて、現在の西丁における所有面積の約半分が、農革によつて増加したものとみてよい。それに対して、一宮の一般地区の場合、僅かではあるが買収面積の方が多くなつてゐる。以上のごとき西丁における農業經營の実態は、他の農村地区における未解放部落においても、ほぼ共通して認められるものであり、そのかぎり、部落農業の性格ともいいうる。⁽⁹⁾

5.

ところで、西丁地区の経済の基礎が農業であるとしても、人口に比して農地はすくなく、農業はせいぜい飯米獲得の意味をもつにすぎず、そ

第21表 農地改革による買収売渡面積および農家数

	西 丁		一宮3地区	
	買 収	売 渡	買 収	売 渡
面積	122,211	3,501	75,428	80,102
農家数	60	1	43	11

(備考) 市役所資料による。

の将来の発展は期待できないし、現在でも現金収入の道は、なんらかの形で農業以外のものに求めざるをえない。かくして、将来に向つて発展しうる可能性をもつ産業を西丁から求めるにとすれば、二〇余名の業者をもち、有業人口の半数以上が従事している土建業であるといわねばならない。そこで、土建業の実態について、すこしく検討しておく。

まず、西丁の土建業者の属性をみると第22表のごとくあり、先代よりの業者五、株式会社の形態をもつもの四であり、最大の経験年数は三五年となつていて、土建業者なるものの地区での成立は、おそらくは昭和に入つてからと考へられるが、大半は戦後に創業したものであり、とくに最近における建設ブームと関連して発展してきたものと考えることができる。しかし、その規模は零細であり、徳島市における登録業者の区分において、Aクラスに入るものはなく、Bクラスに八業者が入つていて、⁽¹¹⁾ 昭和三四年度における市の工事件数は五八九件、金額で約二億九千万円であるが、西丁の土建業者の請負った金高は僅かに七二〇万円であり、一三業者が関係しているにすぎない。したがつて、一業者の平均工事額は二九万円であり、しかも、二五名のうち一二名は全然関係がない。もとより、市関係の工事額は、全体としては大したウエイトはないから、以上のことから速断することはできないが、市よりも規模のより大なる県の場合は、登録業者は五名であるが、三四年度においては全然請負っていない。⁽¹²⁾ かくして、西丁の業者の大部分は、大業者の下請業者であるとみてよいが、たとえ土建業者のもとで働く労働者のすべてが西丁の⁽¹³⁾ 住民でないにしても、地区においてかなりの浮動労働者が存在することが、土建業を発生せしめた基礎的条件とみてよい。現在においては、地区の各業者を横に連ねる組織は全くなく、各業者が相互に無関係に並立しているが、せいぜい二五〇世帯の西丁に二五業者が存在するということは、ある意味では大企業に対する隸属化を強めているともいえる。そして、以上のごとき土建業者の零細性は、第22表にも示すごとく、二五名中二一名までが多少とも農業を兼ねていることを関係し、しかも、土建業として成長するにつれて、農業より難脱するのではなく、むしろ逆に、土建業としての成功によつて農民化を助長する傾向さえ認められる。このことは、現在の土建業者の多くが、戦後の災害復旧事業や道路建設ブームに便乗して出現したものであり、多年の

経験を通じて、土工より人夫頭へ、さらに現場監督より小請負業者へと独立したものではあることと関連するが、たとえ零細な農地ではあっても、農業を兼ねることによつて飯米を確保し、土建業における危険をふせいであるとも考えられる。そのかぎり、農業は、やはり西丁における基礎的産業なのである。⁽¹⁴⁾

では、西丁の住民にとって、もつとも重要な現金収入である土工・日雇の場合はどうであろうか。⁽¹⁵⁾ 教育レベルが低く、ある意味で自由に育てら

第22表 土建業者の諸属性

業者 No.	田地所有面積				経験 年数	市工事 請負額	企業形態	備考
	昭10	昭21	昭25	昭35				
1	反一	4.715	4.715	4.715	8	1,320,000	個人	
2	—	.813	2.521	3.204	?	315,000	個人	
3	—	2.306	2.306	2.721	?	910,000	個人	
4	—	3.604	3.604	2.523	7	—	個人	
5	.406	.406	.406	2.085	6	181,000	個人	
6	.919	1.326	1.326	1.326	35	—	株個人	
7	—	.404	.404	.404	?	79,500	個人	
8	—	—	3.215	3.215	10	646,000	個人	先代より
9	—	—	.523	3.215	13	—	個人	先代より
10	—	—	3.219	3.219	?	—	個人	
11	—	—	2.421	2.421	18	736,000	株個人	先代より
12	—	—	.709	2.824	10	—	個人	
13	—	—	1.109	2.100	?	48,000	個人	
14	—	—	1.219	1.219	10	618,000	個人	
15	—	—	.125	.519	8	187,200	個人	
16	—	—	.511	.511	25	—	株個人	先代より
17	—	—	.600	.600	?	—	個人	
18	—	—	—	.924	10	—	個人	先代より
19	—	—	—	.217	8	1,162,000	個人	
20	—	—	—	1.320	?	404,000	個人	
21	—	—	—	1.520	25	—	個人	
22	—	—	—	—	5	—	株個人	
23	—	—	—	—	12	218,500	個人	
24	—	—	—	—	?	—	個人	
25	—	—	—	—	?	—	個人	

(備考) 16業者との面接資料に、他の情報を加えて作製。

れ、耕すべき農地もなく、資本もないとすれば、たとえ、それが危険にみちた将来性のない仕事であるとしても、肉体労働力そのものが売物になるとすれば、地区の人々にとっては、生きて行くための唯一つの道であるばかりでなく、肉労働のさかんな若い世代にとつては、その賃金の高さは一つの魅力でさえある。⁽¹⁶⁾しかし、一度この道に入つたならば、壯年時代にこそ幾分賃金の上昇はあるが、老化とともに低下し、他方、土建業者との契約は、一定の仕事の終了とともに切れる不安定なものであり、しかも、日銭稼ぎの特徴としての浪費癖があるとすれば、土建業者として独立する少數のものを除いて、最後には、老令もしくは疾病負傷によつて、土工そのものから追放され、僅かに生活保護もしくは女房を失対事業に就労せしめることによつて、ようやく口を糊することとなるのである。⁽¹⁷⁾かくして、地区の経済が、土工による賃金收入に依存しているかぎり、部落の改善はきわめて難しい。とくに、西丁のごとき「出稼」型の場合には、満足な家庭生活を送ることが不可能であり、その影響は次の世代にまで及ぶこととなる。⁽¹⁸⁾

6.

未解放部落の消費生活のあり方については、すでに他の機会にのべたが、⁽¹⁹⁾西丁の生活も、とくに他の地区と異なつていい。家屋所有率や宅地所有率の高さは、たとえそのスペイスの大きさにおいて一般農村より劣つてゐるとしても、都市におけるスラムなどとは対照的である。その反面、教養娯楽面の低位性や、嗜好品、調味料などの使用率の低さにみられる食事の貧しさは特徴的である。家庭電化ブームの影響は多少とも認められるとしても、部落は充分にその恩恵をうけているとはいえない。それにもかかわらず、西丁には「一宮劇場」があるし、部落資本によって、一宮本町にもさきやかな劇場が経営されており、その主要な顧客は西丁の住民であるし、また、地区の人口に比して、西丁内の小売店の数も多い。土工・日雇による現金収入の大きさと、その日暮し的な生活のあり方がその原因であると考えられるが、消費面におけるアンバランスは、ある意味では釜ヶ崎的スラムと類似した傾向さえ認められる。くわしい検討は、ここでは控えるが、西

第23表 年度別婚出者の婚出後の本籍地

未解放部落の社会的性格

	部落内	県内地区	小計	県内他地区	県外	合計
	% (N)	% (N)	% (N)	% (N)	% (N)	% (N)
明 5~12	75.0(12)	18.8(3)	93.7(15)	6.3(1)	—(—)	100.0(16)
" 13~17	55.0(11)	45.0(9)	100.0(20)	—(—)	—(—)	100.0(20)
" 18~22	52.0(13)	48.0(12)	100.0(25)	—(—)	—(—)	100.0(25)
" 23~27	71.4(10)	28.6(4)	100.0(14)	—(—)	—(—)	100.0(14)
" 28~32	68.2(15)	31.8(7)	100.0(22)	—(—)	—(—)	100.0(22)
" 33~37	73.9(17)	21.7(5)	95.7(22)	—(—)	4.3(1)	100.0(23)
" 38~42	55.0(11)	45.0(9)	100.0(20)	—(—)	—(—)	100.0(20)
" 43~大3	60.7(17)	32.1(9)	92.9(26)	—(—)	7.1(2)	100.0(28)
大 4~ 8	75.0(24)	21.9(7)	96.9(31)	3.1(1)	—(—)	100.0(32)
" 9~13	69.2(27)	23.1(9)	92.3(36)	—(—)	7.7(3)	100.0(39)
" 14~昭4	83.3(35)	11.9(5)	95.2(40)	—(—)	4.8(2)	100.0(42)
昭 5~ 9	52.8(19)	33.3(12)	86.1(31)	5.2(2)	8.3(3)	100.0(36)
" 10~14	62.7(32)	19.6(10)	82.4(42)	—(—)	17.6(9)	100.0(51)
" 15~19	67.2(43)	25.0(16)	92.2(59)	1.6(1)	6.3(4)	100.0(64)
" 20~24	72.5(66)	15.4(14)	87.9(80)	2.2(2)	9.9(9)	100.0(91)
" 25~29	82.3(59)	15.7(13)	87.8(72)	1.2(1)	11.0(9)	100.0(82)
" 30~35.8	47.0(47)	17.0(17)	64.0(64)	2.0(2)	34.0(34)	100.0(100)
計	65.0(458)	22.8(161)	87.8(619)	1.4(10)	10.8(76)	100.0(705)

(備考) 戸籍簿より作製。

丁もまた、地区特有の消費生活のパターンをもつてゐることは確かである。

ところで、地区の集団の基礎である家族の方はどうであろうか。この場合にも、日本農村において一般的に支持されている長子相続制は、たゞ上層部においては、そのような方向に向っている徴候があるとしても、地区全般としては、非長子相続制が支配しているとみてよく、このことについても、すでに他の機会に論証されているので、ここではふれない。ただ、家族の問題と関連して、通婚範囲について、戸籍簿を検討した結果のみをのべると、第23表および第24表のごとくである。ここで「部落内」とは西丁内部での通婚であり、「県内地区」は、他の資料によつて徳島県内の未解放部落と確認された地区との間の通婚を意味し、「県内他地区」は、そのような確認のない場合である。したがつて、「県内他地区」および「県外」には、一般との通婚の可能性があるわけである。戸籍編成時より調査時までの約八五

年間の部落内婚の割合は、婚出で六五・〇%、
婚入で六四・一%であり、約三分の一が地区
内婚となっている。これに「県内地區」を
加えると、婚出で八七・八%、婚入で八九・
四%をしめている。「県内地區」や「県
外」のなかにも部落民同志の通婚がかなりあ
ると考えられるから、八五年間の「身分内
婚」の割合は、おそらくは九五%をこえ、婚
姻にともなう差別は厳然として存在してい
る。しかし、年度別にみると、「県外」の割
合は、昭和に入つてから逐次増加し、とくに
昭和二五～二九年の婚出においては三四・〇
%に達しており、身分の壁も最近では多少と
も崩れつつあるといえる。それにしても、部
落内婚の大きさはかなりのものであり、この
ことは地区内における親族関係の複雑さを示
唆している。

以上は、戸籍簿に記載された婚姻の地域的
範囲であるが、いうまでもなく、法律上の結
婚であるが、いまでもなく、法律上の結

第24表 年度別婚入者の婚入前の本籍地

	部落内	県内地區	小計	県内地區	県内	合計
	% (N)	% (N)	% (N)	% (N)	% (N)	% (N)
戸籍編製前	70.4(69)	29.6(29)	100.0(98)	—	—(—)	100.0(98)
明5～12	63.2(12)	31.6(6)	94.7(18)	5.4(1)	—(—)	100.0(19)
〃13～17	47.8(11)	47.8(11)	95.7(22)	4.3(1)	—(—)	100.0(23)
〃18～22	50.0(13)	50.0(14)	100.0(26)	—(—)	—(—)	100.0(26)
〃23～27	62.5(10)	37.5(6)	100.0(16)	—(—)	—(—)	100.0(16)
〃28～32	62.5(15)	33.3(8)	95.8(23)	—(—)	4.2(1)	100.0(24)
〃33～37	63.0(17)	37.0(10)	100.0(27)	—(—)	—(—)	100.0(47)
〃38～42	52.4(11)	38.1(8)	90.5(19)	—(—)	9.5(2)	100.0(21)
〃43～大3	60.7(17)	39.3(11)	100.0(28)	—(—)	—(—)	100.0(28)
大4～8	70.6(24)	23.5(8)	94.1(32)	—(—)	5.9(2)	100.0(34)
〃9～13	64.3(27)	35.7(15)	100.0(42)	—(—)	—(—)	100.0(42)
〃14～昭4	60.3(35)	32.8(19)	93.1(54)	—(—)	6.9(4)	100.0(58)
昭5～9	51.4(19)	40.5(15)	91.9(34)	2.7(1)	5.4(2)	100.0(37)
〃10～14	71.1(32)	13.3(6)	84.4(38)	2.2(1)	13.3(6)	100.0(45)
〃15～19	68.3(43)	14.3(9)	82.5(52)	4.8(3)	12.7(8)	100.0(63)
〃20～24	78.6(66)	10.7(9)	89.3(75)	3.6(3)	7.1(6)	100.0(84)
〃25～29	70.2(59)	11.9(10)	82.1(69)	3.6(3)	14.3(12)	100.0(84)
〃30～35.8	56.0(47)	23.8(20)	79.8(67)	7.1(6)	13.1(11)	100.0(84)
明5～昭38.8 計	64.1(458)	25.7(184)	89.8(642)	2.7(19)	7.6(54)	100.0(715)

(備考) 戸籍簿より作製。

婚とは一致しない。そこで実態調査の結果から、現在西丁に居住している人々の「同和婚」についてみると、夫が地区出身者で妻が一般である事例が九、妻が地区出身で夫が一般である事例が七、計一六を数えることができる。若干の例外はあるが、大部分は、西丁以外の場所で交際がはじまり結婚に至つたものが多く、たとえ入籍をしても、一般出身者の実家との間にトラブルがあるのが通例である。⁽²¹⁾ いざれにしても、西丁における通婚範囲は、現在二百余の世帯数をもつ地区の場合にはほぼ共通して認められる事実であると考えられ、また、同和婚をめぐる問題も、他の地区と差はない。

7.

未解放部落の社会集団のなかで、もつとも特徴的なのは親族結合の強さと複雑さである。本稿では記述を省略したが、異常な入口の増加は、激烈な家分裂を結集し、明治初年において僅かに一戸であったものが、現在では十数戸になつてゐる事例すらあるが、地区における親族結合は、父系のみならず母系においても同程度に認められる。⁽²²⁾ しかも、通婚範囲の分析において示したごとく、圧倒的な量に達する部落内婚は、ほとんどすべての家を、なんらかの紐帶によつて結びつけることとなり、その網の目密度は、想像以上にち密であるといつてよい。もとより、これらの親族関係に基づきられた行動は、具体的な事例によつて異なるわけであるが、この網の目を除外しては、地区内に発生する諸現象を理解することはほとんど不可能に近い。それはイデオロギー以前の問題であるといつてよいが、西丁の場合も例外ではない。

地縁集団であり、行政末端的自治組織でもある部落会は西丁にも存在し、現在においてもいわゆる戸数割制度によつて、一定の部落費を徴収している。一種の葬儀集団である講中は、一方では部落会の下部組織たる近隣の機能を兼ねてゐるが、これらの組織は、とくに部落にのみ特有であるとはいえない。ただ、一般農村に比して、地区が被抑圧的であることから、部落会に対する凝集度は強いともいえるが、すでに二百五十戸にも達している西丁の場合には、部落会そのものの機能も、より小さな地区に比較すれば退化している。かくして、市会議員選挙などにおいては、部落会は、もはや

統制的な機能をもちえない。そのかぎり、西丁の地縁集団は、大都市における町会程度（もとより未解放地区の）の、かなりルーズな、形式的なものとなつてゐるとみてよい。⁽²³⁾

ところで、西丁には、部落解放同盟の組織はなく、同和会が一応部落問題と結びつく地区独特の組織となつてゐる。その実態は、部落会と表裏の存在であるが、もともと、解放同盟とはちがつて同和会は、県を中心とする上からの運動の引受団体的な性格が強く、いわゆる地区の上層部による任意団体のごとき感を呈してゐる。⁽²⁴⁾ この点をめぐる問題については、詳説する余裕はないが、いずれにしても、部落会と解放運動関係の組織との関連を明らかにするとともに、そのリーダーのオリエンテーションを把握することが、地区の今後を予測する上で主要な意味をもつといえるが、西丁の実態は、現在では、農民上層、土建業者、商店主などの保守系が支配圏を握つてゐる。⁽²⁵⁾ もとより、かれらの基礎は必ずしも鞏固なものとはいえず、個人の実力と才能とによって可変的であるが、この場合にも、西丁のマス的性格は、単なる個人的能力のみによつては左右できない大きさに達しており、ここに大部落の問題があるといつてよい。⁽²⁶⁾

(1) 松本良三「階級と人口」（昭一四、慶應書房）その他。

(2) 拙稿「農村部落の人口問題」（「部落問題研究」第4輯、昭三四、一五五一—七三頁）。なお、徳川時代における部落人口の急増については、種々の論議が行われてゐるが（渡辺宏「部落の発生と人口増加」（「部落」第25号、昭二六）など）、明治以後については、あまり取上げられていない。

(3) ここでの西丁地区人口とは、徳島市一宮町西丁の地域のみであつて、鮎喰川をはさんで向いあう一宮本町や、同じ鮎喰川北岸の隣接地域たる名東郡国分町の人口はふくまれてない。一宮本町へ転出した人口は僅かであるが、国分町にはかなり出ており、これらをふくめれば、すくなくとも五倍以上となる。

(4) 本調査では、隣接地区の一般農村に関する資料を欠くから、この種の現象が、カノのみに認められるものであるかどうかを明らかにすることはできないが、西丁のみに固有の現象であることはほぼ確実である。なお、第2表によれば、西丁の本籍人口では、女よ

りも男の方がかなり多く、調査時現在で男一〇〇に対して女は八六・七にすぎない。このような男女数の差の原因は明らかではないが今後注意すべきことである。なお、鳥取県日野郡江府町の場合には、そのような差は認められない（前掲論文参照）。

(5) 本籍人口のうち西丁に不在の人口は、都市その他非部落的地区に居住している場合が多いとすれば、かれらの人口現象は全国平均に近づく可能性がある。調査時における在籍不在人口の居住地は、徳島県内三三・一%（一宮他地区一四・三%、徳島市内五・八%、名東郡内一四・三%「その多くが国分町の隣接地区」、その他七・八%）、兵庫県二七・三%、大阪府二三・七%、その他一六・九%であり、神戸市と大阪市との合計で半数に近い。

(6) 一般部落たる一宮町には、西分、中分、町分の3地区があり、これらと西丁とをあわせたものが一宮町である。

(7) ホワイト・カラー的職業の相対的すくなさも、未解放部落の一つの特徴といわれている。このことは、部落の教育レベルの低さとも関連するが、企業側の差別意識が作用していることも否めない。

(8) 職業の流動性については、直接把握する統計的データはないが、その大きさはかなりの量に達すると考えられる。しかし、勤務先や職業そのものにはかなり移動性があつても、階層的にはほとんど変らないと考えられる。

(9) 紙数の関係で省略するが、市役所資料によつて農業労働のあり方をみると、西丁の場合、農業のみに従事している人口は、一六才以上の農業労働人口のうち、男子が二一・六%であるに対して女子は七三・一%と、女子の比重が圧倒的に高い。一宮3地区でも農業事業は、男子二二・〇%、女子五四・四%で女子の方が多くなつており、そのかぎり近郊農業的であるが、農業の女子労働への依存度は部落の方がかなり高い。このことは、部落農業の零細性とも関係するであろうが、注意すべきである。いずれにしても農業經營によつて燃焼しうる部分は、農家労働力のうち、きわめて僅かなものであるといつてよい。

(10) 土建業は、多くの地区において一種の部落産業ともいべき地位を獲得しつつある。もとより、農業との関連を完全に断ち切るほどには成長してはいないが、農村地区における未解放部落の今後の動向は、土建業を離れては考えられない。その意味において部落における土建業の分析は、今後の部落研究にとっては重要な課題であるが、現在においては充分に展開されていない。

(11) 徳島市の登録業者は、過去の工事実績、工事経歴、資本力、損益貸借状況、設備、労務者の雇傭能力、技術水準などによつて A

B C の三クラスに区分されており、A クラスは一千万円以上、B クラスは二百万円以上、C クラスは三十万円以上の工事の指名を受ける資格をもっている。現在の登録業者は一七七名である。

(12) 災害復旧事業は主として県の責任で行われているから、その地元土建業に対する比重は大であり、三四年度は約二十億であるといふ。登録業者数は約九〇〇名で、業者の規模も大となる。

(13) 一六人の土建業者に対する面接調査の結果によれば「一般的のものを使用し、とくに部落出身者を使うということはない」七名、「一般と地区と半々程度」五名、「一般も使うが大部分は地区出身者」が二名、「地区の人だけ」が一名となつてゐる。

(14) 西丁の土建業について若干の補足をしておく。会社形態をとる四業者の資本金の最大は一五〇万円、最小は一〇万円であるが、もとより実質は個人企業である。主たる工事は河川改修で、道路、橋梁が続いており、現場は八〇%までが徳島市内である。遠隔地での作業は、飯場の建設、運営、人夫や資材の運搬のためにかなりの資本力が必要であるから、零細な地区の業者にとっては例外的である。また、半数以上は徳島市内の業者の系列に入っているといわれるが、一応独立した形をとっている業者も、大規模な工事の場合には、一時的に大企業の下請となるものごとくである。面接した一六業者の保有設備をみると、トラック五、オート三輪六、ウインチ三、コンクリート・ミキサー九、発動機六、製材機一などで、その装備は必ずしもよいとはいえない。

(15) 西丁の土建労務者は、いわゆる「出稼型」に属し、主として阪神地区で働いており、せいぜい盆暮に帰郷するにすぎない。地元では、仕事そのものがすくないし、賃金も安いからである。本調査においては、たまたま盆の帰郷期に調査を行い、一二五名の狭義の土工のうち、九五名に面接したが、かれらの就業場所は、徳島市内四三・二%、その他県内二一・一%、徳島県外二七・四%、DK 八・四%であった。調査不能の大半は県外と考えられるから、土工のうち五割近くは県外での「出稼」である。なお、主たる仕事の内容は、道路建設二九・二%、河川改修二一・一%、建築二九・五%、その他二二・一%、DK 四・二%であった。

(16) 地区出身者の労働移動は一般に高いが、義務教育終了直後の若者にとっては、中小商工業の店員や工員になるよりも、土工の方が、現状では賃金も高く自由も豊富であり、そのかぎり、学校より紹介された勤め先をやめて土工化するものが多いことは、西丁の場合にも見出される。ここに、部落における就職の問題の一端があるが、反対に、高校を出ると、事務系職業における企業の例からす

る差別の壁の厚さが問題となる。

(17) 調査時現在における西丁の生活保護世帯は二二であつたが、その多くは、出稼土工の負傷疾病が貧困化の原因となつてゐる。また、失対労務者は西丁の場合、ほとんど女子であるが、その大部分が未亡人、被遺棄者もしくは夫が病氣、負傷などの場合であり、生活保護の一歩手前として失対に就労しているのであり、ある程度まで、地区指導者の統制をうけている。

(18) 盆・暮を除いて、西丁におけるかなり多くの家族は、いわゆる欠除家族である。面接した九五名のうち、既婚者は七三名（七六・八%）であり、そのうち一九名が徳島市外で、一六名が県外で就労している。なお、土工の実態については、論すべきことが多いが紙数の関係で省略し、以下、九五名についての調査結果の主な点について、実数のみを列挙するにとどめる。①年令：し19才八、し24才一四、し29才二六、し34才一四、し39才一三、し49才一三、50才し七。②経験年数：し2年一一、し5年一六、し10年九、し15年二五、し20年一〇、し30年し一、DK一四。③組で働くようになつたきつかけ：縁故二六、近隣九、知人三九、その他一〇、DK一一。④どちらの親方の方が働きやすいか：地区出身の親方の方二四、一般出身の親方の方一六、どちらともいえぬ五五。

⑤八月の就労日数：し19日一六、し24日三五、25日し一七、DK二七。⑥日給：し4百円三一、し5百円二四、し8百円一六、し1千円二、1千円し一、DK二〇。⑦現在の賃金は生計を維持するに充分か：充分だ五、なんとかやつて行ける三七、不足がちだ三三、非常に不足二、DK二一。⑧家計への繰入れ額：し7千円一〇、し1万円二八、し1万2千円九、し1万5千円四、1万5千円し六、DK三八。⑨出稼と通いとどちらが有利か：出稼ぎの方三八、通いの方一三、どちらともいえぬ四四。⑩今の仕事ができなくなつたときに何か心ずもりがあるか：ある一一、ない四七、DK三七。

なお、その他の職業のうち、とくに材木業については、西丁における古きブルジアジーとして、興味ある問題をふくんでいるが、紙数の関係でくわしくはふれない。

(19) 拙稿「未解放部落の生活水準」（「部落問題研究」第10輯、昭三七、二六し五五頁）。同稿には西丁における八七項目におよぶ物的所有乃至使用状況を示し、かつ生活保護世帯との関係を検討している。

(20) 中川喜代子「未解放部落の相続制」（「部落問題研究」第8輯、昭三六）。

(21) たとえば、拙稿「部落問題の社会学的研究（第一部）」（昭和二九、和歌山県教育委員会）一一三頁以下。

(22) このことは、非長子相続制とも関連すると考えられるが、なお研究の余地がある。

(23) 部落における家族をこえた集団のあり方は、部落がもともと地縁集団であることから、その構成単位である世帯もしくは家の多少によって著しく影響される。二百戸をこえれば、もはやそれはマスであり、それ故に数十戸よりなる部落のごとき機動力のある活動は望めなくなる。しかし、内部統制的にはマスであっても、対外的にはマイノリティであるから、僅か一名の市会議員でさえ、部落独自の力では選出しえないのである。

(24) 徳島県には解放同盟の組織は、ほとんど存在しないものごとくである。県の指導方針や県下の地区の多くが「出稼」型であり、有為な青年層をほとんど失っていることと関連すると考えられるが、はつきりとしたことはいえない。

(25) 現在の部落会長は30才台の土建業者であるが、唯一の市議会員は、家畜商であり、その有力な親族は土建業者である。そのほか同和会の主力は大半農業兼土建業である。

(26) 地区民の差別問題や解放運動に関する意見も調査したが、紙数の関係上省略する。他の地区的場合と基本的には変化がない。拙稿「差別意識と心理的緊張」（「人文研究」10巻12号、昭和三四、三五（五九頁）参照）。